

【全サービス共通】

区分	項目	内 容	根拠法令等
運営基準	内容及び手続の説明及び同意	<p>○重要事項説明書について、利用者又はその家族へ説明及び同意を得る前にサービスの提供を開始していた。文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得てから当該サービスの提供を開始すること。</p> <p>○重要事項説明書の内容変更について、利用者等に説明し同意を得たことを示す同意書が作成されていない。</p> <p>○重要事項説明書や個人情報使用同意書において、同意日が記入されていない又はあらかじめ印字されている事例があった。</p> <p>○重要事項説明書及び契約書について、様式に同意日又は契約締結日の記載欄が設けられていなかった。</p> <p>○重要事項説明書等を交付して説明を行い、本人に代わってその家族等が署名欄に本人の氏名を代筆したにも関わらず、押印又は代筆者の署名がない事例が見受けられた。</p> <p>○重要事項説明書には同意者の署名はあるが、説明を行った日時及び場所についての記載がなかった。</p>	各サービスの基準省令及び解釈通知
運営基準	内容及び手続の説明及び同意	<p>○重要事項説明書等において、利用料金、加算算定区分等の記載に誤りがあるため適宜改正すること。</p> <p>○重要事項説明書について、利用料金表の部分に上から別の表が貼り付けられていたが、利用者の割印等がなかったため、修正後の内容で利用者に説明を行ったか、説明後に表を貼り付けたか確認できなかった。</p> <p>○重要事項説明書について、行政機関その他苦情受付機関における当市高年介護課の受付時間を8:30～17:15に改めること。</p>	各サービスの基準省令及び解釈通知
運営基準	運営規程	<p>○規程名称、運営方針、職員の員数等、現状と齟齬が生じているため、所要の改定を行うこと。</p> <p>○通常の事業の実施地域を「豊岡地域」と規定しているが、実施地域に港地区を含まないこととする場合は、当該運営規程の変更を行うこと。</p> <p>○運営規程を変更しているにもかかわらず、変更届を提出していなかった。運営規程を変更した場合は、既利用者に対し重要事項説明書の内容変更について説明し同意を得るとともに、当市に対し変更後10日以内に届け出ること。</p>	各サービスの基準省令及び解釈通知
運営基準	掲示(標示)	<p>○事業の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示すること。</p>	各サービスの基準省令及び解釈通知 豊岡市指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則(令和2年豊岡市規則第57号)第2条
運営基準	秘密保持等	<p>○事業所の従業者が従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する旨を、雇用時の取り決めに追記すること。</p>	各サービスの基準省令及び解釈通知
その他	従業者の雇用契約	<p>○従業者の雇用契約書について、未作成、未保管、使用者控えの押印漏れ、雇用期間不整合などの不備が見受けられた。</p>	労働基準法第15条 労働基準法施行規則第5条

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援】

区分	項目	内 容	根拠法令等
運営基準	サービス提供困難時の対応	○利用申込の状況を把握するとともに、自ら適切なサービスを提供できない場合に他の事業者を紹介するなど適切に措置をしたことを記録するため、また、管理者が不在のときにも適切な対応が行えるよう、サービス申込受付簿を備え置き、従業者と情報共有すること。	各サービスの基準省令及び解釈通知

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護】

区分	項目	内 容	根拠法令等
介護給付費の算定及び取扱い	サービス提供体制強化加算	○算定要件の充足を確認するための職員の割合を算出する計算シートを作成しておらず、要件を満たしているか確認していなかった。	各サービスの大臣基準告示及び留意事項
介護給付費の算定及び取扱いについて	介護職員処遇改善加算	○介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上のための年間の具体的な研修計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保するとともに、すべての従業者に周知すること。	各サービス大臣基準告示及び留意事項 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について

【地域密着型通所介護】

区分	項目	内 容	根拠法令等
人員基準	従業者の員数	○機能訓練指導員に辞令で位置付けていない職員を配置していた。委嘱等を漏れなく行うこと。	基準省令第20条
人員基準	生活相談員	○従業者の勤務実績表において生活相談員が勤務していない日が生じないよう勤務形態及び勤務体制を改めること。	基準省令第20条 解釈通知第3の2の2の1 (1)及び(2)
人員基準	管理者	○管理者が宿泊サービスの夜勤職員として従事しており、勤務実績表ではサービス提供時間帯に管理者が勤務していることが確認できなかった。適切な勤務体制に改めること。	基準省令第21条 解釈通知第3の2の2の1 (4)
設備基準	設備及び備品等	○消防用設備等の法定点検について、6か月ごとの機器点検の実施及び1年に1回消防署への点検結果の報告が義務付けられている。法令等に基づき点検を実施し、消防署へ報告を行うこと。	基準省令第22条 解釈通知第3の2の2の2 (3)
設備基準	設備及び備品等	○地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に宿泊サービスを提供する場合に必要な届出を行っていない。直ちに所要の届出を行うとともに、人員、設備及び運営に関する事項が定められた指針を遵守し、サービス提供を行うこと。	基準省令第22条第4項 解釈通知第3の2の2の2 (5) 指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針について
運営基準	指定地域密着型通所介護の基本取扱方針	○地域密着型通所介護事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を1年に1回以上行い、常にその改善を図ること。また、その評価の結果については、運営推進会議に報告及び事業所に掲示するなどして公表すること。	基準省令第25条 基準条例第2条
運営基準	地域密着型通所介護計画の作成	○利用者の状態を把握することを理由に数日間サービスを提供し、その結果を踏まえて当該計画を作成していた。サービスの提供は、当該計画策定後、内容について説明し、同意を得た後に行うこと。 ○当該計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該計画が居宅サービス計画に沿ったものとなっているか確認し、必要に応じて変更すること。また、当該計画は、作成した後もモニタリングの結果等を踏まえ必要に応じて適宜見直すこと。 ○地域密着型通所介護計画の更新に際し、当該計画作成日から同意まで約1か月を要したため、同意日より先にサービスを提供した利用者があった。 ○地域密着型通所介護計画の更新時、当該計画に係る同意日は自署しているものの、利用者の同意署名欄に、以前に利用者が署名した書類のコピーが貼り付けられているものが見受けられた。	基準省令第27条 解釈通知第3の2の2の3 (3)
運営基準	管理者の責務	○管理者が、「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」に定められた時間に出勤していないことが常態化しており、当該事業所の管理を一元的に行っているとは言えない。「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」に準じた勤務を行うこと。 ○管理者が用務のためサービス提供時間中に事業所から外出する場合であっても、常時従業者からの連絡に対応できる体制を整えること。 ○従業者の勤怠管理について、従業者が退勤時にタイムカードを打刻せず手書きで記入している日が散見された。その中に、利用者の送迎から帰所した時刻よりも前の時刻でタイムカードを記入した日が見受けられた。	基準省令第28条 解釈通知第3の2の2の3 (4)
運営基準	勤務体制の確保等	○従業者の資質向上のための研修をサービス提供時間中に実施しているが、利用者全員の状況観察と従業者の研修を同時に行うことは、利用者対応のため研修が中断されることが考えられるため適切ではない。従業者が確実に研修を受講できる機会を確保すること。 ○使用者が機能訓練指導員として勤務しているが、機能訓練指導員の人員配置要件を満たしていることを証明するためにも、他の従業者と同様に勤怠管理を行うこと。 ○送迎運転員について、特定の時間帯での勤務であっても、使用者は就労日ごとの労働時間等を把握する必要があるため、他の従業者と同様に勤怠管理を行われない。	基準省令第30条第3項 解釈通知第3の2の2の3 (6)

【地域密着型通所介護】

区分	項目	内 容	根拠法令等
運営基準	非常災害対策	<p>○非常災害時の緊急連絡体制について、関係機関への通報及び連携体制を整え、有事の際に従業者全員が対応できるよう、従業者に周知すること。</p> <p>○消防計画のとおり、年に2回消防訓練を行うこと。</p> <p>○消防計画に消防用設備等の法定点検に関する項目があるが、点検の委託先や点検実施時期が明示されていなかった。法定点検について消防計画で明確に位置付け、実施すること。</p> <p>○消防計画で自衛消防隊を置くこととされているが、各班担当者が明記されていなかった。また、震災用の備蓄品を確保するとされているが、備蓄品の必要数量及び備蓄場所が明記されていなかった。それぞれ明記するとともに、有事の際に適切な行動がとれるよう従業員に周知すること。</p> <p>○消防計画について、管理者はその存在を認識しておらず、事業所開設以降見直しを行っていなかった。消防計画の見直しを行い、必要に応じて消防署に変更の届出を行うとともに、有事の際に的確な行動ができるよう、従業員に対して周知すること。</p>	<p>基準省令第32条 解釈通知第3の2の2の3 (8)</p>
運営基準	地域との連携等	<p>○利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町職員又は地域包括支援センター職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(運営推進会議)を設置していなかった。速やかに人選を行い運営推進会議を設置するとともに、会議を開催すること。</p> <p>○運営推進会議を開催し、報告、助言等を受けた内容について記録を作成しているが、その記録を公表していない。事業所の見やすい場所に掲示する等の方法により記録を公表すること。</p> <p>○運営推進会議について、新型コロナウイルス感染拡大防止により開催を中止する場合は、合理的な理由により判断されたい。</p>	<p>基準省令第34条</p>
運営基準	事故発生時の報告等	<p>○サービスの提供により発生した事故又はヒヤリハットに関する整理簿を整備されているが、市に事故報告が必要な事案については、市に速やかに第1報の報告を行い、その後事故報告書を提出すること。</p> <p>○車両事故について、事故発生の状況及びその後の対応について、事故の規模に関わらず報告書を作成すること。なお、車両事故の場合は、発生場所や車両の位置等について、図を用いて記録すること。</p>	<p>基準省令第35条 解釈通知第3の2の2の3 (11) 豊岡市介護保険事業者等 における事故等発生時の報告 取扱要領</p>
運営基準	記録の整備	<p>○各利用者の欠席、家族送迎、利用日変更調整等の記録が週別予定表に検討事項としてまとめて記録されているが、利用者に提供した具体的なサービスの内容等の記録は、利用者毎に作成すること。なお、利用者に対するサービスの提供に関する記録は、その完結の日から5年間保存しなければならないことに留意されたい。</p> <p>○地域密着型通所介護計画及びモニタリング結果が保管されていなかった。事業所の運営及び利用者の処遇に係る記録については、確実に記録を整備し、その完結の日から5年間保存すること。</p> <p>○利用者の送迎利用の有無について、送迎車両の運行記録あるいは支援経過等に記録されていない事例が見受けられた。利用者のサービス利用に関する情報は適切に記録するとともに、契約が終了した利用者の記録も含め、5年間保存すること。</p>	<p>基準省令第36条 解釈通知第3の2の2の3 (3) 基準条例第2条</p>

【地域密着型通所介護】

区分	項目	内 容	根拠法令等
介護給付費の算定及び取扱い	所要時間区分の取扱い	<p>○利用者の送迎について、サービス提供時間終了前に早発することが常態化していた。送迎時間はサービス提供時間に含まないため、サービス提供時間終了後に送迎を行うこと。</p> <p>○サービス提供時間が3時間の場合、所要時間3時間以上4時間未満の区分で算定することとなるが、送迎遅延により所要時間が3時間未満となった場合は、該当する所要時間区分がないため報酬算定ができなくなる事及びサービス提供の終了時刻を遅らせてサービス提供時間を確保することは認められないことに十分留意し、送迎遅延が発生しないよう送迎車両の運行管理を適切に行われたい。</p> <p>○サービス提供時間について、利用者の希望により送迎が遅延し、その結果、サービス提供時間を大きく逸脱することのないよう留意すること。</p>	算定基準別表2の2イ注1及び注4 留意事項第2の3の2(1)及び(2)
介護給付費の算定及び取扱い	2時間以上3時間未満の地域密着型通所介護を行う場合の取扱い	<p>○サービス提供中に体調不良のため利用を中止した利用者について、地域密着型通所介護計画を変更することなく2時間以上3時間未満の区分の地域密着型通所介護費を算定していた。</p>	利用者等告示35の3 留意事項第2の3の2(2) 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)問26
介護給付費の算定及び取扱い	入浴介助加算	<p>○利用者の体調悪化のため地域密着型通所介護計画において利用者の自立生活を支援する上で最適と考えられる入浴方法として位置付けた方法による入浴介助を中止し、清拭を行った利用者に対し、入浴介助加算を算定していた。</p>	留意事項第2の3の2(8)
介護給付費の算定及び取扱い	個別機能訓練加算	<p>○個別機能訓練計画の作成に当たっては、居宅を訪問し、モニタリングを実施すること。</p> <p>○個別機能訓練計画について、多職種の者が共同で作成したことがわかるように、当該計画又は支援経過等に記録すること。</p> <p>○個別機能訓練計画に位置付けられた訓練項目は、利用者の居宅での生活状況を確認し、利用者又はその家族の意向及び介護支援専門員等の意見を踏まえつつ、当該利用者の意欲の向上につながるよう長期目標及び短期目標を設定すること。また、モニタリングについて、居宅を訪問した日時と内容を支援経過等に記録しておくこと。</p> <p>○平成29年度及び平成30年度に作成した個別機能訓練計画の修正を元号改正後に行っていた。書類を改ざんしたと思われるような当該計画等の作成は行わないこと。</p>	大臣基準告示五十一の四 留意事項第2の3の2(11)
介護給付費の算定及び取扱い	口腔機能向上加算	<p>○多職種が共同して取り組むべき事項等を記載した口腔機能改善管理指導計画を作成してしない利用者サービス提供を行った事例があった。</p> <p>○口腔機能改善管理指導計画について、多職種の者が共同して作成したこと、また、作成した看護職員がわかるように当該計画や支援経過等に記録すること。</p> <p>○居宅サービス計画において、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者とする位置付けがないまま口腔機能改善管理指導計画を作成し、サービスを提供している事例が見受けられた。</p>	大臣基準告示第51の7 留意事項第2の3の2(18)
介護給付費の算定及び取扱い	送迎減算	<p>○利用者の送迎利用の有無が支援経過その他の書類に記録されていない事例が見受けられた。減算対象者を正確に把握するため、業務日誌、支援経過あるいは利用者毎のサービス利用確認表等により、送迎を利用していない者の氏名及び理由について記録すること。</p>	留意事項第2の3の2(21)

【(介護予防)認知症対応型通所介護事業】

区分	項目	内 容	根拠法令等
運営基準	運営規程	<p>○営業時間及びサービス提供時間を明記するとともに文言等の誤植を修正すること。</p>	基準省令第54条 予防基準省令第27条
運営基準	認知症対応型通所介護計画の作成	<p>○認知症対応型通所介護計画について、利用者の同意に係る同意日の記入漏れ及び押印のみの事例が見受けられた。当該計画の作成に当たっては、その内容について、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得たことが分かるように同意日の記入及び利用者から署名又は記名押印を得ること。</p>	基準省令第52条 解釈通知第3の3の3(2)

【(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業】

区分	項目	内 容	根拠法令等
人員基準	従業者の員数	○「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」において、「夜間及び深夜の時間帯」及び「当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき1週間あたりの時間数」について、勤務表に記載された勤務時間は、日中の時間帯に当該事業所に配置すべき介護従業者数を算定する根拠となるため、実態に即した正確な勤務表を作成すること。	基準省令第63条 予防基準省令第44条 留意事項第3の4の2(1)
運営基準	管理者の責務	○管理者は、従業者の資格管理、利用の申込みに係る調整、事業所の運営及び介護給付費算定に係る加算の要件等について把握できていない事例が見受けられるため、業務を一体的に管理すること。	基準省令第88条において準用する第28条
運営基準	指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針	○小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を1年に1回以上行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。自己評価を作成するにあたっては、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第34条第1項(第88条、第108条及び第182条において準用する場合に限る。)に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について(平成27年3月27日老振発0327第4号、老老発0327第1号)」により示された様式を活用し、運営推進会議等で公表すること。	基準省令第72条第2項 基準条例第2条
運営基準	小規模多機能型居宅介護計画の作成	○小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、居宅介護サービス計画を踏まえ、具体的なサービスの内容等を記載した計画を作成し、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。適切なケアマネジメントの手順に沿い、サービス提供を行うこと。	基準省令第77条
運営基準	地域との連携等	○運営推進会議を開催し、報告、助言等を受けた内容について記録を作成しているが、その記録を公表していない。事業所の見やすい場所に掲示する等の方法により記録を公表すること。 ○運営推進会議について、新型コロナウイルス感染拡大防止により開催を中止する場合は、合理的な理由により判断されたい。	基準省令第88条において準用する第34条、 解釈通知第3の4の4(23)において準用する第3の2の2の3(10)
介護給付費の算定及び取扱い	小規模多機能型居宅介護費	○事業所に月途中から登録した場合、サービスを実際に利用開始した日から当該月の末日に対応した単位数(日割り計算をした単位数)を算定すべきところ、1月の所定単位数を算定していた事例が見受けられた。	留意事項第2の5(1)
介護給付費の算定及び取扱い	サービス提供が過少である場合の減算	○算定月におけるサービス提供回数について、登録者1人当たりの平均回数が週4回に満たない場合は、所定単位数を減算する必要があるが、貴事業所では、月毎のサービス提供回数を集計していなかった。月毎のサービス提供回数の集計を行い、サービス提供が過少でないかを確認した上で小規模多機能型居宅介護費を算定すること。	算定基準別表の4のイ注4 留意事項第2の5(3)
介護給付費の算定及び取扱い	初期加算	○事業所に登録した日から起算して30日以内の期間において1日につき所定単位数を加算すべきところ、登録をした日の属する月の月初から30日の期間において加算を算定していた事例が見受けられた。	算定基準別表の4のハ
介護給付費の算定及び取扱い	認知症加算	○加算(I)を算定している利用者のうち、算定要件である日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMIに該当する者以外の者を算定していた。なお、同加算における日常生活自立度の判定方法は、医師の判定結果又は主治医意見書を用いるものとされていることに留意すること。	利用者等告示38 留意事項第2の1(12) 留意事項第2の5(7)
介護給付費の算定及び取扱い	看護職員配置加算	○加算(Ⅱ)を算定しているが、勤務する看護職員2名は非常勤で勤務しており、常勤の准看護師を1名以上配置していることとされた算定要件を満たしていない。	施設基準29
介護給付費の算定及び取扱い	訪問体制強化加算	○延べ訪問回数が1月あたり200回以上であることが算定要件とされているが、算定根拠となる月毎のサービス提供回数を集計していなかった。小規模多機能型居宅介護計画による予定訪問回数又は訪問実績等により月毎にサービス提供回数の集計を行い、算定要件を満たしていることを確認した上で加算を算定すること。	大臣基準告示55 留意事項第2の5(11)
介護給付費の算定及び取扱い	総合マネジメント体制強化加算	○小規模多機能型居宅介護計画の見直しにあたっては、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同して随時見直しを行っていることを明らかにするため、見直しに関わった関係者及び検討結果を当該計画に記載すること。また、介護支援専門員、看護師、介護職員その他の関係者が、日常的に行う調整や情報共有を書面に記載、閲覧することで行っていたが、記載された情報をどのように当該計画に反映したか、調整等取組内容についても経過が分かるように記載すること。	大臣基準告示56 留意事項第2の5(12)

【居宅介護支援】

区分	項目	内 容	根拠法令等
運営基準	内容及び手続の説明及び同意	○前6月間に居宅介護支援事業所で作成された居宅サービス計画における訪問介護等の各サービスの利用割合及び同一事業者によって提供されたものの割合等について、利用者又はその家族に十分に説明を行わなければならないとされている。その説明については、居宅介護支援の提供の開始に際し書面により行うこと。	基準省令第4条
運営基準	指定居宅介護支援の基本取扱方針	○事業所は、自らその提供する居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ること。また、当該評価の結果を公表するように努めること。	基準省令第12条 条例第2条第4項
運営基準	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	○居宅サービス計画について、サービス担当者会議以前に利用者の同意を得ていた事例があった。サービス担当者会議における担当者の意見を反映した居宅サービス計画を作成されたい。 ○居宅サービス計画について、同意日は、実際に利用者又はその家族に説明を行い同意を得た日を利用者等に記入していただくこと。	基準省令第13条 解釈通知第2の3(8)
運営基準	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	○居宅サービス計画書標準様式及び記載要領が改正されているため、その改正点を踏まえて居宅サービス計画を作成すること。 ○基本情報について、性別、年齢、服薬管理情報、要介護度、日常生活の自立度等、利用者情報は最新の情報に更新し、正確な内容を記録し保管すること。 ○利用者の課題を把握をするためのアセスメント表を作成せず、主治医意見書と認定調査票を参考にされているが、課題が適正か確認が難しいため、適切にアセスメント表を作成し、課題の把握を行うこと。	基準省令第13条 解釈通知第2の3(8) 「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について (令和3年3月31日老認発0331第6号)
運営基準	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	○居宅サービス計画書(第1表、第2表)について、課題整理総括表で示された課題が当該計画に記載されたニーズと一致しておらず、当該計画に反映されていない事例が見受けられた。課題分析に基づき居宅サービス計画書を作成すること。 ○居宅サービス計画書(第1表)について、総合的な援助の方針に、緊急時に速やかに対応できるよう医療機関の連絡先、主治医の情報、災害時の対応等を記載すること。 ○居宅介護支援経過(第5表)において、モニタリングに際し「利用票の署名を代筆した」との記載が見受けられたが、利用者又はその家族に署名していただくこと。 ○サービス利用票(第6表)について、介護給付以外のサービスに関する記載があった。予定の把握に使用されているとのことであったが、当該利用票は介護給付費の請求に使用するものであり、不要な記録は記載しないこと。 ○介護予防支援事業者から介護予防支援等の業務を受託するに当たっては、その業務量等を勘案し、居宅介護支援業務を適切に実施できるよう配慮すること。	基準省令第13条 解釈通知第2の3(8) 「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について (令和3年3月31日老認発0331第6号)
運営基準	勤務体制の確保	○介護支援専門員の職務内容、経験等に応じた研修の実施計画を策定し、介護支援専門員の計画的な育成に努めること。 ○法人の研修計画に参加事業所の位置付け及び研修記録に参加者名が記載されていなかった。研修に参加したことを明確にするためにも研修報告書等を作成すること。 ○管理者の資格要件となる主任介護支援専門員の資格についても、計画的に資格取得に努められたい。	基準省令第19条 解釈通知第2の3(13) 基準条例第2条
運営基準	苦情処理	○自ら提供した居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情については、迅速かつ適正に対応しなければならないこと、また、その苦情を受け付けた場合は、内容等を記録しなければならないことが規定されている。記録の保存の観点からも苦情整理簿を作成すること。	基準省令第26条 解釈通知第2の3(20)

【居宅介護支援】

区分	項目	内 容	根拠法令等
介護給付費の算定及び取扱いについて	特定事業所集中減算	○特定事業所集中減算の判定を行うための割合を計算していないため、訪問介護サービス等ごとの割合を計算し、保管すること。	基準省令第4条 解釈通知第2の3(2) 留意事項第3の10
介護給付費の算定及び取扱いについて	特定事業所加算	○加算(Ⅲ)を算定しているが、算定要件のうち「他の法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。」について、市内には近隣圏域で他の法人が運営する居宅介護支援事業者が共同で事例研究会や研修を実施している事例もあることから、高年介護課高齢者支援係と相談の上、他の法人が運営する居宅介護支援事業者が主催する事例研究会等に参加すること。	大臣基準告示八十四 留意事項第3の11
介護給付費の算定及び取扱いについて	退院・退所加算	○病院等の職員から退院時情報提供書により必要な情報の提供を得ているが、サービス担当者会議の開催や居宅サービス計画の作成を行っておらず、算定要件を満たしていないものが見受けられた。 ○加算(Ⅰ)ロについて、カンファレンス要件を満たしていないにもかかわらず当該加算を算定している事例が見受けられた。なお、病院の職員から利用者に係る必要な情報の提供は受け、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行っているため、加算(Ⅰ)イの算定は可能である。	大臣基準告示八十五の二 留意事項第3の14